

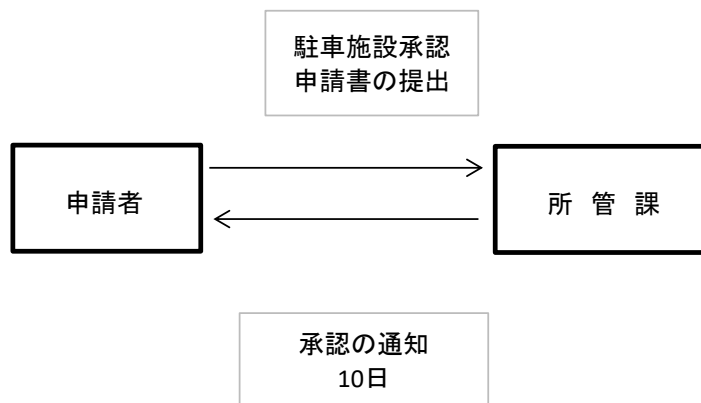
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 6

処 分 名	駐車施設の附置の特例の承認	
処 分 の 概 要	駐車施設の附置の特例を承認する。	
根 拠 法 令 名	松山市における建築物に附置する駐車施設に関する条例(平成4年条例第20号)	
条 項	第8条第3項	
所 管 課	都市生活サービス課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	10日	
標準処理期間	計	10日
判断基準	<p>松山市における建築物に附置する駐車施設に関する条例第3条から第5条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、同条例第8条第1項及び第2項を遵守していることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市における建築物に附置する駐車施設に関する条例</p> <p>第8条 第3条から第5条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。この場合においては、規則で定めるところにより、その位置、台数その他必要な事項を当該建築物又は当該建築物の敷地内の見やすい場所に表示しなければならない。</p> <p>2 駐車場整備地区において、第3条の規定により駐車施設を附置すべき者のうち、別表の(イ)の項に掲げる面積が3,000平方メートルを超えない建築物を新築しようとする者又は第5条の規定により駐車施設を附置すべき者のうち、その増築若しくは用途の変更後の建築物を新築した場合において、同項に掲げる面積が3,000平方メートルを超えない増築若しくは用途の変更をしようとする者については、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に附置すべき台数以上の規模を有する一般公共の用に供する駐車施設(当該建築物の利用者が常時利用できる駐車施設に限る。)があり、かつ、市長がやむを得ないと認める場合においては、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。</p> <p>3 前2項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該駐車施設の位置、規模等について、あらかじめ市長の承認を得なければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。</p> <p>松山市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則</p> <p>第3条の2 条例第8条第1項の規定による駐車施設の表示は、第1号様式を建築物又はその敷地内の見やすい場所に掲出することにより行うものとする。</p> <p>第4条 条例第8条第3項の規定による駐車施設の設置の承認を受けようとする者は、駐車施設承認(変更)申請書(第1号様式第1号様式の2)及び駐車施設調書(第2号様式)に別表に掲げる図面等を添付して市長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更する場合もまた同様とする。</p> <p>第5条 市長は、前条の規定により提出された申請書について承認の決定をしたときは、駐車施設承認(変更)通知書(第3号様式)に所要事項を記載して申請者に通知するものとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。